

御殿場市民会館非常用自家発電設備保守点検業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

2 関係法令

「消防法第17条の3の3」

3 点検内容

(1) 機器点検 6ヶ月に1回点検

①設置状況	⑦計器類	⑬設置
②表示	⑧燃料容器等	⑭始動性能
③自家発電装置	⑨冷却水タンク	⑮運転性能
④始動装置	⑩排気筒	⑯停止性能
⑤制御装置	⑪配管	⑰耐震性能
⑥保護装置	⑫結線接続	⑱予備品等

(2) 総合試験（消防設備点検と同時に実施 年1回）

- ①接地抵抗
- ②絶縁抵抗
- ③自家発電装置の接続部
- ④始動装置
- ⑤保護装置
- ⑥負荷運転（発電機にて消防設備が問題なく運転できることを確認する）
- ⑦切替性能（受電が停電して発電機自動始動、負荷の切替が問題なくできることを確認する）

4 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。
ただし、作業中に異常等が認められた場合は直ちに報告し、改善策の提出等を行うこと。

5 その他

- (1) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (2) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。